

出先機関再編の基本的考え方

1 再編の基本的考え方

(1) 市町村合併・地方分権の進展や交通網の整備など社会情勢の変化を踏まえ、出先機関を再編

- 現在の出先機関の配置は、昭和 40 年前後に形づくられ、以来 40 年あまり基本的配置は変更されていない。
- 道路交通網の整備や自動車の普及により、移動時間が短縮し、県民の生活圏が拡大
- 市町村合併により、35 市町村から 17 市町へ減少
- 母子健診など保健・福祉分野を中心に、県から市町へ権限移譲が進展

(2) 再編に当たっては、県民の利便性を確保しつつ、更なるサービス向上を目指す

- 県民が来所していた相談会、申請受付などについて、職員が出向き、できるだけ身近な場所を実施
- 県税のコンビニ収納(H20. 5～)、公共工事等の電子入札(H19. 5～)など、新しい技術の活用により来所せずにサービスを受けられる体制を整備
- 事務の集約化により、職員の専門性・機動性を高め、児童虐待やDV、感染症等の健康危機、県税賦課徴収の確保等に的確に対応
- 災害時等に、より多くの職員の集中投下により迅速に対応

(3) 再編により、効率的な事務執行体制を整備

- 以下の効果により、〇億円程度を削減
 - ・再編による職員数の削減
 - ・再編による庁舎維持費の削減
 - ・再編による庁舎建替・耐震工事費の削減

(※削減見込み額は、再編案の策定にあわせて算定します。)

2 再編の方向性

行財政改革実行プラン（平成18年3月）における考え方

- 健康福祉センター、農林総合事務所、土木事務所
県民の利便性等に配慮しながら、福井、坂井、奥越、丹南、二州および若狭の6区域に1か所ずつ配置
- 県税事務所
課税部門を嶺北地域、嶺南地域それぞれ1か所に集約

(1) 健康福祉センター、農林総合事務所、土木事務所

- 福井、坂井、二州および若狭区域
 - ・ これらの区域は、それぞれ、既に1事務所ずつ設置されており、基本的にはこれを維持しつつ、引き続き業務の効率化を図る。
- 奥越区域
 - ・ 複数の事務所がある健康福祉センター（2か所）および土木事務所（2か所）については、それぞれ1か所に集約
 - ・ 土木事務所については、積雪量等を考慮した対応の必要性を検討
- 丹南区域
 - ・ 複数の事務所がある健康福祉センター（3か所）、農林総合事務所（2か所）、土木事務所（4か所）については、それぞれ1か所に集約
 - ・ 人口、面積、事業量などを考慮し、分庁舎設置（それぞれ1か所程度）の必要性を検討

(2) 県税事務所

- ・ 福井県税事務所、嶺南振興局(若狭税務部)に課税および納税部門を集約
- ・ 他の区域には、窓口収納、納税証明書発行等の納税者の利便性を確保するため、県税相談室の設置を検討

(3) 若狭町に関する県出先機関の所管区域の見直し

- ・ 若狭町合併以降、旧三方町と旧上中町に分かれている県出先機関の所管区域について、出先機関の再編にあわせ見直しを検討

3 再編の時期

- ・ 平成20年4月の組織再編を目指し、検討を進める。
(改修や増築等が必要な場合には、態勢が整った段階で統合)